

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み以下の問に答えなさい。

〔事案〕

X は知的障害者であり、2007 年、X が 44 歳の時に成年後見制度に基づき、父親を後見人とする成年被後見人となった。X は、20 歳以降毎回選挙において選挙公報を事前にチェックして投票していたが、公職選挙法（以下、「法」という）は「選挙権及び被選挙権を有しない者」として、「成年被後見人」と規定していたため（法 11 条 1 項 1 号。ただし、2013 年 5 月 31 日法律第 21 号による改正前のもの）、X は成年被後見人になって以降、選挙権を行使できなくなった。そこで X は、選挙権を行使する地位にあることの確認を求めて提訴した。

成年後見制度は、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）により判断能力が欠けているのが通常の状態にある者を保護、支援するための制度であり、例えば不動産や貯金の財産管理や介護サービスに関する契約を結ぶ必要があっても自分では困難な場合や、悪徳商法の被害にあう場合に対して、成年後見人が、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりすることができる。成年後見制度を導入したのは、障害のある人の自己決定の尊重及び能力の活用、そして障害のある人も地域や家庭で通常の生活をする事ができるような社会を作るというノーマライゼーションの理念と、本人保護の理念との調和のためである。成年後見制度は、成年被後見人が行った日用品の購入その他日常生活に関する行為については、後見人といえども取り消すことができないとし、また、成年後見人が、成年被後見人の「生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」を行うにあたっては、成年被後見人の「意思を尊重し」なければならない（民法 858 条参照）などの規定を設けている。

問 1 選挙権を保障する意義と選挙権の性格について説明せよ。

問 2 本件について、憲法の観点からどのように判断すべきか述べよ（訴訟は適法に提起できるものとする）。